破産手続廃止

平成２６年（フ）第７１号
神奈川県川崎市宮前区馬絹2421番地１　エイブル宮前平304、開始決定時の住所千葉県浦安市高洲４丁目３番１―707号　プラウド新浦安
破産者　野村恵美子
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４８号
千葉県船橋市本郷町653番地　ベストハイツＢ―106号
破産者　西　登志雄
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区13棟106号
破産者　秋山　護光
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
北海道北見市末広町664番地３
破産者　有限会社ハシモト
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５号
岩手県二戸郡一戸町高善寺字傘木38番地７
破産者　有限会社文具のエルカ
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２８８号
埼玉県朝霞市三原３丁目31番68号
破産者　有限会社泰然
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７３号
埼玉県久喜市久喜東２丁目15番14号
破産者　株式会社シーフード・ジャパン
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目７番17号
破産者　有限会社アーバンクリエイト
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８１号
千葉市中央区新宿２丁目３番５号
破産者　株式会社サクセスライフ
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８２号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目７番17号
破産者　株式会社きのや
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
千葉県習志野市花咲１丁目３番23号
破産者　木下正美こと　金　　正美
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８４号
千葉県習志野市花咲１丁目３番23号
破産者　木下勉こと　李　　敬勉
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４０号
千葉県市原市牛久44―３　長嶋住宅103、住民票上の住所千葉県市原市米原2128番地２
破産者　金澤　晃治
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６０９号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目24番地
破産者　山口　　仁
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０４号
川崎市宮前区神木本町４丁目23番40号　サンハイツ南原Ⅱ101
破産者　木村多公子
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７３３号
愛知県北名古屋市字福寺中杁４番地
破産者　株式会社イシカワ
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８１号
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地
破産者　有限会社ダイシン
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５７号
大阪府泉大津市池浦町５丁目13番14号
破産者　株式会社カーネット
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
沖縄県那覇市銘苅２丁目６番10号ベルフォーレｌｉｅｋｏｓ　Ａ―101
破産者　有限会社西原企画
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４１号
釧路市春採４丁目11番13号
破産者　株式会社蝦名塗装店
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１０号
群馬県前橋市上増田町961番地の４
破産者　株式会社明峰企画
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３８号
岐阜県羽島市上中町長間602番地
破産者　丸勇織物有限会社
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所